

## 感染症による出席停止、治癒証明、治療報告について

令和2年4月に学校保健安全法施行規則の改正があり、出席停止基準も変更になり、登園停止となる感染症もあります。感染症と診断された場合は、速やかに必ずこども園に連絡をください。また、登園再開時には、治癒証明書や治療報告書等の提出をお願いします。なお、治癒証明書は、医療機関により自己負担金が生じることがありますので、ご了解ください。

### < 治癒証明書が必要な感染症 > 診断された医療機関で証明

百日咳	特有の症状が消失するまで、または、5日の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
麻疹	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺・顎下腺・舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過、かつ、全身症状が良好となるまで
風しん	発疹が消失するまで
水痘(みずぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで
結核	症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで
流行性角結膜炎(はやり目)	症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで
コレラ・細菌性赤痢・腸チフス・パラチフス・急性出血性結膜炎・腸管出血性大腸菌	

### < 治療報告書が必要な感染症 > 保護者が記入

溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療をしていない場合や抗菌剤内服後24時間以内、かつ、発熱や咽頭痛・全身状態が良くない場合は <b>登園停止</b> 、抗菌剤内服後24時間以上経過し全身状態が改善すれば登園可能
手足口病	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は <b>登園停止</b> 、治癒期全身状態が改善すれば登園可能
ヘルパンギーナ	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は <b>登園停止</b> 、治癒期全身状態が改善すれば登園可能
マイコプラズマ	急性期は <b>登園停止</b> 、全身状態が良ければ登園可能
感染性胃腸炎	嘔吐していたり下痢が1日に何度もある場合は <b>登園停止</b> 、嘔吐・下痢症状が軽快し、全身状態が改善すれば登園可能
インフルエンザ	発症後5日、かつ、解熱後3日を経過するまで <b>登園停止</b> ※インフルエンザは、インフルエンザ用治療報告書を使用してください